

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第十卷 第五號

大正九年五月一日發行

論說

財産税と租税給付能力……………法學博士 神戸 正雄

Jan de Witt に就て(一)……………法學博士 財部 靜治

鎌倉時代の家族制度(四)……………文學博士 三浦 周行

時事問題

米國の日本移民問題……………法學博士 戸田 海市

加州土地問題に就て……………法學博士 神戸 正雄

雜錄

船舶能力の發達……………法學士 小島昌太郎

株式の分布と課税……………法學士 汐見 三郎

手形交換所制度論(三、完)……………法學士 大森 研造

好景氣の反動と物價……………法學博士 神戸 正雄

し、或は恐慌を鎮壓するの効果を有するものなり、然れども他國に於て未だ斯の如き證券の發行を見ざる所以のものは、蓋し米國貨幣制度の不備の致す所にして、同國に於ては中央銀行存在せず、從て交換尻の支拂に振替方法を用ふることを得ず。又金融逼迫に際して貨幣の伸縮力を得ること能はず、茲に於てか是等の必要に添はんがために、一時の救済策として交換所證券なる特別の方法を利用するに至れり。

抑も交換所證券に二種あり、其一是、金貨(紐育ガストンに於ては金貨、金券、銀券及び合法紙幣)を手形交換所に供託して之に對して手形交換所より發行する證券にして、其二是、特定の見返品を供託し之に對して手形交換所より發行する證券なり、前者は之を單に手形交換所證券(Clearing House certificates)と稱し、交換尻決済のため巨額の現金を受授するの不便を省略せんがために平時に於て發行する所のものなり、後者は之を交換所貸出證券(Clearing House loan certificates)と稱し、經濟界に變調を呈し又は恐慌發生し金

手形交換所制度論(三、完)

大 森 研 造

第八節、手形交換所の特種業務

第一款 手形交換所貸出證券

交換所證券なるものは、米國各地の手形交換所に於て屢々發行せられ、大に金融市場を緩和

融通逼迫を來したるときに之を發行して其救済をなすものにして、以上何れも交換殘高決濟の爲に使用せらるゝ點に於て敢て異なる所なしと雖も、其發行を促したる原因及び結果に至りては同じからず。¹⁹⁾

抑も米國に於ける紙幣發行法は、所謂證券準備發行法と稱するものなり、即ち國立銀行は資本金三分の一以上の合衆國記合公債を買入れ、之を大藏省に預託せしめ之を準備として兌換券を發行せしむるものなり、然るに此發行法にありては、一朝經濟社會の信用廢れて兌換券の請求大に起り、正貨準備の缺乏を告げたる場合には、公債證書を賣却して正貨の吸收をなすの外なし、然るに斯くの如く金融逼迫の場合には、公債證書の市價は常に下落せるを以て多大の損害を忍ばざれば正貨を得ること能はざるべし、之に反して兌換券の需要大に起りたる場合に於ても發行の總高を制限せらるゝを以て、俄に兌換券を増發して世の需要に伴ふことを得ざるべし、此外尙證券準備發行法の缺點とすべき所多

々ありと雖も、之を要するに同法は世の需要に應じて兌換券を伸縮せしめ貨幣に最も必要なる屈伸力を與ふることを得ざるものなり、上述の如く米國の兌換券の發行法は不完全なるものにして伸縮の自由を有せず、故に一旦恐慌襲來し金融逼迫するや、銀行業者は忽ちにして取付に遭遇し破産の悲境に陥りたるもの少からざりき、茲に於てか手形交換所組合銀行は一方策を案出し、金融の逼迫の際に於ては可成貨幣の節約を圖らんが爲めに、手形交換所貸出證券なるものを發行するに至れり、即ち手形交換所組合銀行は、金融逼迫するや手形交換所に價證券を差入れ、之に對して所謂手形交換所貸出證券を受取り、組合銀行間に於ける交換尻決濟の爲めに使用し大に貨幣の用は節約することを得るものなり。

手形交換所貸出證券の效果は、之を以て交換差額決濟に要する現金の代用をなさしめ、之が爲めに現金受授の必要を省略するを以て、組合銀行は其資金に餘裕を生じ、之を以て貸付割引

19) James G. Cannon, Clearing-Houses, p. 42. 45.70;

等に使用することを得べし、而して貸出證券は組合銀行間に於てのみ受授せらるゝものにして商業者間に流通せらるゝ通貨の如きものにあらざ、又銀行者間に於ても之を交換尻決済以外に使用することを許さざるものとせり。

次に手形交換所貸出證券の發行方法を見るに、米國に於て金融逼迫し資金の必要を告ぐるや、手形交換所は直ちに組合銀行の總會を招集し五名の貸出委員(Loan Committee)(註)を撰定すべし、貸出委員は手形交換所貸出證券發行の可否を定むる權能を有するものにして、日々組合銀行より提出する擔保品の検査を行ひ、之に對して發行すべき貸出證券の割合を決定するものとす、貸出證券の額面は地方によりて一定せず、其少きは二十五仙より多きは二萬弗に達するものあり、紐育手形交換所に就ては五千弗一萬弗二萬弗を通例とす、而して擔保品に對する貸付の割合は亦其物件によりて異同ある所にして、其少きは百弗に對して五十弗其多きは同額の證券を發行せしめたることあり。

(註) 貸出證券委員は貸出證券の發行を必要とする場合に決議に依り特に設置するものにして其任務は此證券に對し預入する擔保品を決定し該證券の發行及び償還の整理を爲す A loan Committee is, Specially provided for by resolution in the event that the issue of loan certificates, is found desirable. Its functions are to pass upon the securities deposited for such loan certificates and to regulate the issue and redemption of the certificates.

貸出證券は一定の利子を定め、證券の發行を請求したる銀行より交換尻の決済をして其貸出證券を受取りたる銀行に對して支拂ふべきものとせり、而して其利子歩合に種々ありと雖も、普通之を六歩とするもの、如し、斯くの如く一定の利子を支拂はしむべき所以は、金融の緩和するに及んでは可成速に其證券の引上をなさしめんが爲めなり、故に貸出證券の發行を請求したる銀行は、利子支拂の不利益を免れんが爲めに相當の融通を得たる時は、證券の引換を手形交換所委員に請求し、委員は直ちに該銀行の貸出證券を所有する銀行に對して其引換あるべき旨を通知し、若し一定の時日を経過するも證券の

引換を請求せざるものある時は、其以後に於ては利子を附せざることゝせらるべし。

然れども組合銀行は必ずしも悉く貸出證券の發行を請求するものにあらず、或る銀行は金融逼迫に際し大に其發行を必要とするものあるべく、又他の銀行は之が必要を左程感ぜざるものあるべし、加之貸出證券の發行を請求するを以て自行の信用を疑はしむるものとなすものあり、之に反して其發行を自行の不利益となさざるのみならず、寧ろ組合銀行救済の爲め、延ては社會一般の利益の爲め、必要なる方法となすものあり、而して貸出證券發行の場合を見るに、組合銀行中其發行を請求するものあるときは、他の組合銀行は左程其必要を感ぜざるも、一般に其發行を要求するもの多しと云ふ。

手形交換所貸出證券は紐育手形交換所に於ては夙に一八六〇年より發行し、屢々金融の逼迫を緩和せしめしかば、漸く各地手形交換所に於ても之に倣ふに至れり、而して一九〇七年の大恐慌の時に於けるが如き、其發行高も未曾有の

巨額に達し、二萬五千以下の人口を有する小都會に於ても、該證券を發行せざるもの無かりしと云ふ、斯く米國に於ては屢々手形交換所貸出證券を發行し、克く金融を緩和し恐慌を鎮壓し以て兌換制度の不備を補ふ方法を採るは、蓋し現行制度に於て寧ろ時機を得たるものと云はざるべからず。²¹⁾

第二款 手形交換所の銀行検査制度

銀行界に於ける新現象の一として、漸次米國各都市に普及しつゝあるを手形交換所の組合銀行検査制度なりとす。

手形交換所の銀行検査制度とは、組合銀行が一定の規約の下に検査人を任命し、各組合銀行の營業の狀態及び財産の現況を調査せしめ、其不健全なるものは之を指摘して改良を促し、又必要に臨んでは組合銀行の共同救済を行ひ、以て其健全なる發達を圖るものなり。

惟ふに、社會の重要な金融機關として信用を以て立つべき銀行業者が、往々内部の醜態を曝露し、倒産の厄に遭ひ、啻に其關係者に損害を

蒙らしむるのみならず、延ては世人をして一般同業者の信用に迄疑惑の念を懷かしむるに至るは、實に憂慮すべき所なりとす、而して斯くの如き銀行の内容を見るに、種々の事情其原因をなすと雖も、要するに營業の監督方法其宜しきを得ざるに基くもの多しとなすべし、茲に於て交換所組合銀行が自發的に銀行検査の機關を設

け、不健全なる銀行の營業を取締ると共に、相互救済の方法を講ずるは眞に時機に適したるものと云はざるべからず、蓋し手形交換所は組合銀行の營業狀態財産の現況及び銀行相互の關係を知り、其地方經濟事情に通曉するに最も適當の地位にあるものとす、故に手形交換所に於て智識經驗共に備はれる検査人を任命し、組合銀行の検査を行はしむれば、各銀行の内情を最も精確に調査することを得べし、而して検査の上該銀行重役又は役員の怠慢の結果其業務を危險なりと認めれば、検査人は之を手形交換所委員に報告し、手形交換所は之に對して相當の制裁を加へ、場合に依りては之を組合銀行より除名

するが如き方法に出づれば、組合銀行は豫め其業務の確實を圖り、不健全なる銀行は自然に淘汰せらるゝに至るべし、茲に於て組合銀行は相互に充分の信用を措くを得べく、從て組合銀行の取付に遭遇せるものあれば、該銀行の内部を調査するを待たず、直ちに共同救済の實を擧ぐることを得るに至るべし。

尙銀行検査制度は啻に銀行相互の信用を増進し業務の確實を促すに止まらず、預金者其他の取引者をして銀行に充分の信用を置かしめ、其結果銀行業務の隆盛を來すを得べし、現に Minneapolis 取引を有する地方銀行の多數は進んで交換所の銀行検査を受けたるの結果、各銀行の預金を増加するに至れりと云ふ。

Chicago 手形交換所検査局に於て、其設立當初より現今に至る迄銀行検査の局に當れる「マグドールガル」氏は、銀行検査に伴ふ諸種の利益の中特に著しきものを指摘して曰く、

銀行の拙劣なる營業方針は検査によりて其機を逸せず矯正せらるゝことを得べく、又銀行

同業者は互に其業務の確實を期し、往々にして生すべき疑惑の念を一掃し得て、各銀行間に完全なる調和的關係を確立するに至るべしと。

又 Minneapolis 手形交換所副検査役の報告に曰く、

Minneapolis 手形交換所に於ける組合銀行の検査は、創立以來漸く一箇年を経過したるに過ぎざれども、検査事業が從來組合銀行の採りたる諸般の施設中最良の方法なることは、各銀行を始め預金者及び一般公衆の等しく既に認めたる所にして、其結果組合銀行は相互間充分の信用を措き、萬一組合銀行中に預金の取付起らば遲滞なく之を救済し以て全般の取付を防止し、敢て取付銀行の検査を行ひ然る後救済をなすが如きことなし、又本検査は單に銀行間の信用を増進するに止らず、預金者をして充分信用を銀行に置かしむるものなりと。

抑も此制度は、數年前米國 Chicago 手形交換

所組合銀行の創始せる所にして、爾來其效果の著大なるを認めらるゝと共に、先づ Minneapolis 手形交換所之に倣ひ、St. Louis 手形交換所之に次ぎ、今や漸く發達の機運に向ひたり、即ち此外 St. Paul, Milwaukee, Detroit, Spokane 等の諸市に於ても之が實施を試んとするに至れり。以下少しく Chicago 及び Minneapolis 両手形交換所に於ける銀行検査の既況を説述せんとす。

元來此制度は、Chicago 市に於ける國立銀行副頭取 Fenton 氏の發案に係りしが、同地手形交換所は其效果を認めて先づ之を採用せり。

之より曩き Chicago 組合銀行中には、其營業狀態の危險に瀕するもの尠からず、他の組合銀行は之を救済せんとして却て其渦中に陥り大に損害を蒙り悲運に遭遇せしこと一再に止らず、恰も千九百六年に於て同市 Walsh 銀行は突如として破綻し、大に組合銀行に其餘波を及ぼしたりしを以て、遂に同年六月より手形交換所に銀行検査局を開始し組合銀行の検査を實施する

に至れり、而して當時検査人の任命は最も困難を感じたる所なりしが、銀行業務に關し充分なる智識及び經驗を有する者を以て之に任じ、手

形交換所委員は検査の一般の方針として各銀行の資産の性質及び業務執行の狀況等に就て詳細なる調査を要求したるの外は、全然検査人の意見に一任することゝせり、而して検査人の検査

を終れば、當該銀行の資産狀態各分課に於ける營業成績其他検査によりて知り得たる一切の事

項に就き、詳細なる二通の報告書を調製し、其一部は検査人の管理の下に手形交換所に保管

し、他の一部は該銀行の頭取に下附せられ取締役の閱覽に供するものとせり、尙検査の結果不

確實なる營業狀態又は不整理の事實を發見する時は、検査人は當該銀行に對して其注意を與へ

反省を促すものとす、銀行検査に要する諸種の經費は組合銀行の資本額に應じて之を負擔せし

むるものとせり。

現に Chicago 市に於て手形交換所の検査を受ける銀行は六十餘行にして検査人は六名あり

毎年少なくとも二回以上の検査を行ふものとせらる。

次に Minneapolis 手形交換所の銀行検査制度に就て述べんに、同市に於ては Chicago の實例に倣ひ、組合銀行の検査制度を開始したるが、其成績は頗る良好なりと云ふ。

組合銀行の検査人は、毎年二回豫め時日を定めず各銀行に出張して銀行全般の狀況に關して

詳細なる検査を行ふ、殊に貸付及び抵當品に就ては充分なる調査をなし、該銀行全般の組織若

くは執務上改善を施すべきものあれば、重役會を招集せしめ、検査人は之を指摘して相當の注

意を與ふべし、而して毎回検査の結果は検査人唯當該銀行の重役に向て之を報告するのみなれ

ども、若し重役又は役員の過怠に依り業務の刷新を必要とする場合にありては、之を手形交換

所に報告し之が處分を要求することを得べし、然るに手形交換所は之に對して相當の制裁を加

ふるの途あるを以て、茲に益々検査の效果を全からしむる事を得るなり、現今 Minneapolis 手

形交換所組合銀行にして銀行検査を受くるもの二十三行にして、之を細別すれば、國立銀行七行、州立銀行十行、貯蓄銀行四行、信託會社二なりとす、右の内一銀行の如きは St. Paul 市の銀行なれども、銀行検査の効果を認め自ら進んで之に加盟せるものなりと云ふ。

以上述べたる所に依れば、組合銀行の検査制度は其效果頗る見るべきものありと雖も、之が實行に就ては種々困難なる問題を生ずべし、就中其經費支出の途及び検査人の人選は其主なるものと云ふべし。

然りと雖も検査實施に關しては必ずしも莫大なる經費を要するものにあらざるのみならず、斯くの如き經費は之に依りて組合銀行の受くべき利益に比すれば實に僅少なる犠牲と云はざるべからず。

次に検査人の選定は頗る重要なものにして、本制度の效果に至大の關係を有するものなり、検査人たる者は銀行業に關して専門的技能を有すると共に、崇高なる人格を有せざるべからず。

らず、或は検査人の資格として地方人士たるを要すべしとの説をなす者あり、然れども検査人たるの資格として其地方の經濟事情に通曉することは必要なるべしと雖も、敢て之を地方人に限るの要あらざるなり。

凡そ検査人として必要なる資格は種々あるべしと雖も左に掲ぐるものは其最も重要なものなり。

1. 高潔なる人格を有する者たること。
2. 銀行業務に關し精確なる智識を有すること
3. 簿記に精通し記帳及び計算に熟達せること
4. 金融に關する一般の智識を有すること。

右の資格は何れも検査人たるに必要なる條件なりと雖も、就中検査人の人格は本制度の效果に至大の關係を有するものなりとす、惟ふに検査人は各銀行の營業及び財産の狀況を検査するものなれば、其職務上の秘密を確保すべきは勿論、苟も大銀行の爲めに籠絡せらるゝが如きことあるべからず、如何に其規約備はり其制裁嚴なるも、検査人の人格劣等にして其技能拙劣な

らんには到底好成績を擧ぐることを得ざるべし。

翻て我邦に於ける銀行検査制度を見るに、多くは一の形式に止まり、充分其効果を發揮するに至りては甚だ稀なるの觀あり、僅に銀行の内部に於て検査課又は調査課なる一課を設けて、銀行帳簿の検査を行ひ相當の成績を擧げつゝある銀行あれども、未だ之を以て足れりとなさず、蓋し銀行内部の検査は其效力重役以上に及ぶこと難し、是即ち銀行の破綻が重役の過意又は不正行為に原因する所多き一因たるべし、我邦法規上の銀行検査機關は大藏省の検査及び株式會社の監査役なりとす、我邦銀行條例第三條に據るに、銀行は每半箇年毎に營業の報告書を作成し地方官廳を經由して之を大藏大臣に送付す、又第四條には銀行をして每半箇年の財産目錄并に貸借對照表等を調製し新聞紙其他の方法を以て之を公告す可きことを命ぜり、又同第八條には大藏大臣は何時にても地方官廳其他の官吏に命じて銀行業務の實況及び財産の現況を検査せ

しむることを得との規定あり、斯くの如く銀行監督の法規に於ては其制度稍備はれるが如しと雖も、之が實效の點に於ては未だ遺憾とする所なき能はざるなり、蓋し國家が官廳を以て銀行の検査を行はんとすれば銀行は検査官の來るべき時日を豫測し之に備ふる所あるべく、而も政府が突然検査を行ふときは徒に世人をして銀行の信用に付疑惑の念を懷かしめ、却て平地に波瀾を生ぜしむることなしとせず、加之政府検査官に其人を得ること困難にして、銀行の事務に通曉する者少なく、金融の事情に精通する者稀なりと云ふべし、況んや銀行の營業は其所在地の事情により其趣を異にし、監督上必ずしも一定の標準を以て律すべからざるに於ておや、又一方に於て、監査役の監督は殆んど形式的にして之に信賴すること不可能なるは既に世人の知る所なり、茲に於て我邦に於ける銀行検査の實效を擧げんとするには、先づ從來の銀行の監督方法を改善すると共に、手形交換所の銀行検査制度を採用するは策を得たるものなりと信ずる

なり、茲に於て始めて充分に銀行検査の目的を達すると共に、我邦從來の通弊たる商人が多數の銀行と取引して過大の信用を得んとする惡弊を一掃し以て組合銀行の健全なる發達を期することを得べし、然れども我邦に之を實施せんとするには、彼我其事情を異にし直ちに之を模倣し難く、又地方の狀況により其組織同一なるを得ざるを以て、其實行に就ては尙一層慎重なる研究を要する所なり。

第三款 手形交換所の信用調査制度

銀行が營業をなすに當りては、其取引先の信用狀態を精確に調査するの必要なるは言ふを俟たざる所なり、而して從來信用調査の機關としては興信所及び銀行各自に行ひたる信用調査に過ぎざりしなり、然るに手形交換所の最も發達せる米國に於ては、手形交換所をして信用調査の任に當らしめんとするものあるに至れり、米人 Stanley Young 氏 (註) は盛に此説を主張し大に參考とすべきものあるを以て以下之を紹介せん。

(註) Stanley Young は米國公許會計士 (Certified Public Accountant) として Kansas 手形交換所組合銀行の検査役なり。

英國に於けるが如く、商業手形の多くが有力なる銀行の引受ありて初めて市場に現はれ、且つ又割引手形の最終の市場は中央銀行に在るが如き國に在りては、大に其事情を異にすべしと雖も、我米國の如き情況にありては、手形交換所の任務を擴張して信用調査のことも行はしむれば、從來の如き興信所又は銀行各自によりてなしたる信用調査に比して大に其効果を收むることを得べし、從來銀行が信用取引を開始し若くは之を擴張する方法を見るに、甚だ不完全なるものあり、即ち銀行が其取引先に信用を置くや顧客自身より提出する資産報告書と銀行側の一般的判斷に基くもの多し、如之今日の如く銀行相互間の競争激烈にして銀行家は有利なる取引と見れば偏に之を逸せざらんとするの餘り、過當なる信用と知りながら之を拒むことを得ずして遂に不謹慎なる營業をなすに至るもの多し、是れ今日の銀行業者間に協同の實なきが

爲めにして、吾人が手形交換所の活動に待たんとする所以のもの亦之に在りとす、今若し組合銀行にして信用調査のことを手形交換所に委任し、手形交換所の監事をして個々の銀行に代りて信用調査の任に當らしめば、取引先は自己の負債の狀態に就ては虚偽の報告をなすことを得ずして、各銀行は爲めに確實なる基礎の下に其取引を營むことを得べし。

此制度の下にありては凡ての債務者の財産報告并に其他の信用調査の材料は、凡て手形交換所の監事の手許に保存せられ、且つ其後新に開かる、信用取引は漏なく此監事の手許に報告せらるべし、斯くして何れも整然たる系統の下に整理保存せらるれば、偶々或る債務者のなす虚偽の報告は忽ちにして之と直接間接關係ある他方面より集れる報告によりて看破せられ得べく又同業者の消長に關係ある大小の事項を細大記入して漏さず。殊に其取引系統を明かにして其他者に對し如何なる關係にあるやを明白ならしめ、且つ各人毎に餘白を存して以後の變動の記

入に便し、組合員中の利害關係人の要求あらば何時にても即座に目下の信用狀態を會得せしむる所なり。

然れども此制度は、一地方若くは一都市のみの採用に止まらば、未だ其効果を充分に發揮する能はず、何となれば今日手形仲買人の手を経て手形其他の商業證券の流通する範圍は到底一手形交換所の統括し得べき所にあらざればなり、是れ即ち一方に於て手形交換所の監事に嚴格なる要求權を附與することを要すると同時に、他方に於ては全國手形交換所の一致的行動を主唱する所以なり、監事に附與する嚴格なる要求權とは他なし、手形交換所の監事が一般債務者に向て公共監査人の證明ある財産目録の提出を要求するの權利なり、此事たる未だ一般に認めらるゝに至らずと雖も、今日に於ても一般の傾向は既に之を是認せんとするものゝ如し、固より此種の報告は手形交換所の監事に於て凡て秘密に取扱はれ、只組合員中利益關係者にのみ其閱覽を許すべきものなり、而して此閱覽の

資格を定むるには最も慎重なる注意を要す、監事に於て公平を失し偏頗の行動あらば此制度は却て悪用せらるゝの虞あり、之を要するに此制度を完全の域に達せしむるには監事の人選并に組合員の之に對する態度の如何に依りて定まるものとす。

次に必要なるは各手形交換所の一致的行動これなり、個々の手形交換所に於て蒐集したる信用調査の材料は、之を互に交換して他の手形交換所に利用せしむるは、本制度の發達の上に最も必要なることなり、斯くてこそ手形交換所の信用調査も全國に普及し、調査制度は多々益々辨ずるに至るべし。

信用調査の途上述に止まらず更に進んでは商業證券の登録をさへ主張するものあり、若し此事にして實現せられ登記が商業證券たる要件とならば、其登記所として最も適當なる箇所は其營業所の手形交換所たるは言ふを俟たず手形交換所の組織にして一般商業證券の登記所たるに至らば、債務者の財産狀態を知る上に於て大な

る便利を與ふべきなり、斯くて其地方は固より全國の手形交換所より來れる商業證券の流通高、公共監査人の財産の報告等は有力なる信用調査の材料を供し、銀行の基礎を固むる上に於て從來の興信所の報告等に勝ること大なるべし。

之を要するに、將來手形交換所が擴張發達するには、其前提として各銀行業者の利益共通の自覺を要す、銀行は各地銀行を以て自己の競争者とのみ考へ、自行の利益と發展とを圖るに汲汲として他を顧るの念なき間は到底銀行業の完全なる發達は得て望むべからず、銀行業は單に利己的の事業にあらずして他の同業者と同一の地歩に立ち互に相提携することを要するなり、故に各銀行業者は互に信頼して業を營み、營利心の外に公共心ありてこそ始めて銀行業の完全なる發達を得べきなり。

第九節 各國に於ける手形交換所制度

第一款 外國に於ける手形交換所制度

第一項 英國

英蘭に於ては倫敦手形交換所の外 Manchester, Newcastle, Birmingham, Leeds, Leicester, Sheffield, 等、蘇格蘭には Edinburgh, Glasgow 等、愛蘭には Dublin 手形交換所の設あり、就中重要なるものを倫敦手形交換所なりとす。

現今其組合銀行は英蘭銀行の外十八行にして、一八五四年より六四年に至る迄は確實なる倫敦の銀行の加入を許容したれども、爾來其慣習を廢し、新に銀行の加入を許さず獨占的地位を保有せり、從て組合銀行の數も他國に比して比較的少なく、倫敦及地方の銀行は組合銀行の業務を買收し又は之と合併せんことを欲せり、現今多數の有力なる銀行は交換所以外に立ち組合銀行を代理者として手数料を支拂ひ手形の交換を爲せり。

午前交換は九時より始まり正午迄行はるゝものにして、交換をなすには先づ他の交換銀行宛の小切手を銀行に依り分類し、持出交換方は之を支拂銀行の名稱に従ひ持出帳簿に記入し、之を手形交換所に持參して支拂銀行に交付す、支

拂銀行の交換方は其金額を受入帳簿に記入し、計算の正否を検したる後小切手を持參して銀行に歸るものとす、午後の交換は二時半に始まり午前交換と同様の手續を爲し、四時五分迄に小切手の交付を受く、交換を開づる時は各銀行は持出帳簿を諸銀行の受入帳簿と引合せ、其總計が符合せざる時は之を訂正し、両帳簿が符合するに至れば各銀行の交換方は交換差額表を作成して計算をなし、受取るべき殘額は綠票に記入し、支拂ふべき殘額は白票に記入し、交換所の監事之に署名して英蘭銀行に對する指圖書と爲し、殘額が借方となる時は交換銀行の預金勘定より受取銀行の勘定に振替へ、之に反して殘額が貸方となる時は支拂銀行の預金勘定より交換銀行の勘定に振替を行ふものとす、而して交換したる小切手の内振宛銀行に於て支拂ふこと能はざるものは、支拂を拒絶したる理由を記載して交換所に返附し、差額表の借方に記入するものとす。

倫敦手形交換所に於ては、市中交換 (Town

(Clearing)の外一八五八年以來地方交換 (Country Clearing) 行はる、地方交換は午前十時半より午後零時半に至るものにして、土曜日には午前十時に始まり十一時半に終るものとす、此交換を行ふには、地方銀行は倫敦交換銀行を代理店となし置き、日々收受する他地方銀行宛の小切手は之を一括して夕便を以て倫敦代理店に送附す、倫敦に於ける代理銀行は翌朝之を受取り、地方交換に持出し支拂銀行の代理店に交付す、之を受取りたる銀行はその小切手を地方銀行に送付し、地方銀行は翌朝之を受取り、検査を爲したる後倫敦代理店に勘定の記入を通知するを以て、倫敦銀行は此報告により支拂をなすものなり、故に交換の當日其殘額を決済する能はずして翌々日に至り市中交換と共に決済するものとす、此交換に依り地方銀行は他地の銀行に宛て一々小切手を郵送する手数を節約し、地方銀行の小切手は廣く流通するに至るを以て、通貨を節約し其取引を増加することを得べし。

更に一九〇七年二月より府内交換 (Metropolitan Clearing) (倫敦大銀行の支店に於て City 以外の倫敦に設立せられたるもの、手形交換をなすを云ふ) を開始するに至れり、此交換は普通の日には午前九時に始まり十時三十分を終り、土曜日には午前八時四十五分より九時五十分迄行はるゝものなり、從來交換銀行の倫敦支店宛の小切手の取立は郵便に依り又は各銀行より行員を派出して之を爲せしが、同年以來此取立の方法を廢止し、手形交換所に由り支店宛小切手の取立を爲すに至れり、此交換に於ては各銀行は全市の支店宛の小切手を交換所にて受取りて直接に各支店に送附し、返還小切手は普通日には午後四時五分土曜日には午後一時迄に附せらるものなり、府内交換の差額は市中交換に依り決済せらるゝものにして、府内交換の合計は市中交換の差額表に附加せらるゝものとす、此交換に依り各銀行は倫敦支店宛の小切手を一々取立つる不便を免るゝに至り現今三百三十三行の本支店は此制度を利用せり。²²⁾

第二項 北米合衆國

22) (Howarth, Our Banking Clearing System and Clearing Houses, p. 24-104) (J. G. Cannon, Clearing-Houses, p. 321-334) (C. H. Systems in the World, p. 25-36)

一八五三年紐育手形交換所の創設せられし以來手形交換所は各地に設立せられ、一九一〇年には既に百八十九の多きに達せり、而して倫敦手形交換所の如く少數の銀行に限らずして、組合銀行四分の三以上の投票あれば加入を許すことなせるを以て、其組合銀行の數も多數に上れり、斯く米國に於て手形交換所の發達せる所以は、一は産業の進歩旺盛なるにありと雖も、主として同國銀行制度に因る所なりとす、蓋し米國に於ては銀行支店制度行はれざるを以て、(國立銀行は支店を設置すること能はず) 一行内に於ける振替を少なからしめ、從て手形交換額を多からしむるや疑なし、加之銀行界の中心たるべき中央銀行存在せざるが故に、常に銀行間に團結を計り、恐慌等に際して共同的行動の本部と爲れるは手形交換所にして、此等特種業務を有すること亦米國の各地に其設立を促進せし一原因たらずんばあるべからず、且つ英國其他の如く交換差額を中央銀行の振替に依り決済するの便を有せず、現金を用ゐざるべからざるが故に、此

不便を除去せんがために種々の方法を講じ、或は交換所の支配人が其日の決済に於て交換所に對し借方となりたる銀行に宛て小切手を振出して貸方銀行に與ふることあり、或は貸方銀行より借方銀行に對し交換差額を利附又は無利子を以て貸付くることあり、或は手形交換所の金貨及び通貨預證券合衆國大藏省證券等を用ふるものあり、或は他市宛の手形を使用することあり、Cannon 氏の說に據れば、合衆國手形交換所の四割は差額の支拂に他市宛手形を用ひ、三割は支配人小切手、二割五分は現金、殘餘の五分は種々の方法を併用せりと云ふ。

紐育手形交換所にては差額の支拂は金貨法貨たる銀行券及び金證券を用ゐ、其支拂額の五分の四は手形交換所證券 (Clearing House Gold Certificates) に依れり。

交換を許すべき證券の種類は手形交換所組合員の定むる所にして、通常一覽拂又は満期の小切手爲替手形及び預金證書なりとす、然れども約束手形及び銀行に於て支拂はるべき満期の引

受手形を許すものあり、又交換銀行の取引先なる市外の銀行宛の小切手及び手形を加ふるものあり、而して合衆國にては手形交換所組合は手形交換所決済の事務を行ふのみならずして種々の特殊なる職分を有し、政府に貸附を爲し、組合員の相互救済、預金利率の決定、爲替料、取立手数料を一定すること等を行ふ、特に恐慌に際して貸附證券を發行して之を抑制すべき重要な職分を有することは既述せし所の如し。²³⁾

第三項 獨逸

獨逸に於ける手形交換所制度は英國及び米國の如く大なる發達を爲さず、蓋し同國に於ては未だ現金取引の慣習行はれ、銀行を出納者と爲し之に對して小切手を振出すこと極めて少きを以てなり、(註の二)加之振替制度 (Giro-verkehr) 著しく發達せるを以て(註の二)銀行を手形の支拂場所となすことは獨逸帝國銀行頻りに之を勸奨すと雖も、其決済は主として振替制度に依り、従て手形交換所を利用すること極めて稀なりとす。

又伯林には Berliner Kassenverein と稱するものあり、取引所に於て取引せられたる各種諸券の交付及び代金支拂は此機關に依りて交換せられ従て、手形交換所を利用するの必要大に削減せらるゝと云ふ、而して獨り漢堡の手形交換所が比較的顯著なる發展を示す所以のものは、同市には一八七五年まで所謂振替銀行成立し銀行を経て受拂をなすの風習行はるゝこと久しかりしを以て、現今手形交換組合は僅に五行に過ぎざれども、商人は勿論一般市民も此等の銀行に預金勘定を開き以て出納事務を委託せるにあり。

上述せし如く獨逸にては歐洲大陸に於ける他の諸國と同じく、手形交換所制度は金融方面に於て重要な職務を爲すものにあらざと雖も、晩近著しき發達を示し、既に一九一〇年末の調査に由れば、同國に於ける手形交換所の數は二十二、其組合銀行は二百二十二の多きに達し、手形證券の交換枚數一二、二三〇、〇〇〇、〇〇〇、交換金額五四、三四一、八一、〇〇〇馬克に上れり。²⁴⁾

23) C. H. Systems in the World, p. 3-8)

24) C. H. Systems in the World, p. 33)

(註) (一) 獨逸に於ても學者實際家は屢々小切手使用の奨励策を講ぜしと雖も政府は常に小切手に課税し及其有効期限の短縮を主張せしを以て未だ著しき進歩を見るに至らず。

(註) (二) 獨逸帝國銀行は現今全國に四百八十有餘の支店を有するが故に單に同一の都市に於てのみならず遠隔せる地方に於ける支拂にも此振替の方法を以て決済することを得、且又帝國銀行に口座を有せざる者と雖も小額の手數料を支拂ふときは口座を有する者に對して拂込むことを得るものにして其作用恰も自動電話の如し。

第四項 佛蘭西

佛國に於ては一八七二年巴里の大銀行が巴里手形交換所 (Chambre de Compensation) を設立せし以來新に設置せしものなく、其交換高の如きも、他國に比して頗る僅少なるは、その原因一にして足らざるべしと雖も、主として同國に於て小切手の使用未だ普及せず、加之中央銀行振替制度發達して多數の取引が中央銀行の帳簿上に於て受拂を了し、敢て手形交換所を利用するを要せざるに由るなり。

然りと雖も近來地方の大都市は經濟上多大の發展をなし地方銀行も愈々盛大となるに當り、

依然手形交換所の設置を缺ぐは甚だ不便たるを以て、早晚地方にも相當の設備を見るに至るべきは自然の勢なりと云はざるべからず。²⁰⁾

第二款 我國に於ける手形交換所制度

我國に於ても有識の士、夙に手形交換の便法を唱道して之が開設を促せしと雖も、東京の如きは數百年以來手形取引全く行はれずして、悉く現金を使用するの慣習なりしが爲め、金融上の不便不利實に甚だしかりしが、明治十五年十二月手形條令の發布以來、東京銀行集會所同盟銀行中二三の銀行自ら率先者となりて、府下の重立ちたる商業家を集めて手形取引の便益を説き、其使用法を教へて熾んに之が使用を鼓吹したりしも、當時尙經濟思想の幼稚なりしと因襲の久しきとは、兩々相挨ちて之が利用を爲す者甚だ鮮く、爲めに金融沮滯して商業の進歩實に遅々たるものなりき、然るに經濟界の發達に伴ひて各般の取引漸く頻繁を加ふるに至りしより曩に手形の使用を嫌厭したる彼等商賈も勢ひ現金取引の不便にして且つ迂遠なるを悟り、茲に

手形の流通漸く増加せるの傾向ありしを以て、明治二十年十二月第一國立銀行外十銀行共同して紐育手形交換所の規程に遵據し、手形交換所なるものを甫めて東京銀行集會所内に設置し、交換所組合銀行中に於て收受したる各種の手形小切手を交換決済せり、斯くて明治二十四年に至り、日本銀行に依頼して其日々の交換差額は、日本銀行當座勘定の振替を以て決済し得ることとなりたるより、同年二月二十八日從來の手形交換所を廢止して、更に第一國立銀行外十行を以て東京手形交換所を銀行集會所内に開始したり、爾來我國運の進暢は滔々として各種事業の上に及び、信用亦大に發達して手形の使用旺盛に嚮ひ、爲めに手形交換所は金融界裡必須の機關として其效用を漸く發揮するに至れり。

明治二十六年三月罰則六箇條を設け、明治二十八九年の頃には更に數行の加盟を許して益々事業の擴張を謀り、明治二十九年日本銀行の新築落成と共に同年五月一日より同行内に移轉し、方今加盟銀行の數、本支店を合せて四十四

の多きに及び、大正七年中に於ける交換手形の枚數一、三三四、五九三、交換高六、六八三、一七七、五二七圓の巨額を示すに至れり。

之に反して、大阪は古來海陸交通の便開けて百貨常に輻輳し、商業旺盛を極め、各般の取引頻繁なるより、手形小切手の利用風に熾なりき、之を以て明治十二年四月第十三國立銀行外十五行相謀りて大阪手形交換所を組織したり、是れ東京手形交換所の設立に先立つこと八箇年にして、實に本邦に於ける手形交換所の嚆矢なりとす、然れども當時草創の際其組織未だ完からずして設立當初の趣意を十分に貫徹すること能はざりしかば、明治二十九年東京手形交換所に倣ひ、大阪手形交換所を日本銀行大阪支店內に設置し、日々手形小切手の交換を行ひて貸借關係の圓滑を謀り、組合銀行の數亦年と共に増加して、方今四十二行に及び、其發達日に益々著しく、大正七年度に於ける交換手形枚數一、〇三九、一二八、交換高五、五一九、二二五、六六三となれり。

輓近商工業の隆昌に伴ひ、信用組織の發達に連れて、手形の受授日に益々増加するに至りしより、明治三十年七月一日には神戸手形交換所設置せられ、明治三十一年一月十五日には京都手形交換所起り、同三十三年二月一日には横濱手形交換所の成立を見、其後名古屋、廣島、關門、金澤、函館、小樽、札幌等各手形交換所相次いで設置さるゝに至れり。

結 論

要之、本邦に於ける手形交換所は、其設立以來未だ年所を経ること少しと雖も、手形交換所の數に於ても、亦交換高に於ても、長足の發達を遂げたるものと云はざるべからず、而して本邦に於ける手形交換所規約は、何れも英米二法の長を取り短を捨てたるものにして、殊に交換手續及び交換尻決済方法は頗る完備せるものなり、然りと雖も吾人は之を以て直ちに満足すべきにならず、尙施設改善を加ふべき點多し、即ち地方交換問題の如き、其他手形交換所特種業務の如き、取つて以て我邦に移植すべきもの多

く存す、惟ふに銀行業の發達に従ひて手形交換所の任務は愈擴張せられ、其經濟上の地位も亦益々重要な程度を加ふるに至るべし、是れ獨り我國に於けるのみならず實に世界各國に於ける手形交換所の趨勢と謂ふべし。(完)